

田辺市・橋本市での NPO 出張相談

和歌山県 NPO サポートセンターでは以下の2カ所で毎月1回、NPO 出張相談会を開いています。NPO 法人設立・運営・役員変更・定款変更・認定 NPO 法人等に関する様々なご相談を受け付けています。ご利用は無料ですが、事前に各センターへ団体名・相談内容等をお知らせいただき、予約をお願いします。なお、1件あたりの相談時間は原則として1時間以内です。

田 辺 市

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第2金曜日の10時半～16時
- 場 所：田辺市民総合センター 1F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833 (FAX 同番号)
- 対 象：田辺市を中心とした紀南エリアで活動中、または活動しようとする団体

★上記とは別に、オンラインによるご相談、概ね5名以上のグループを対象とした県内出張 NPO 相談も実施しています。お気軽にお問い合わせください。

橋 本 市

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第2水曜日の10時～16時
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX：0736-33-0095
- 対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

■印刷機のご利用について

和歌山県 NPO サポートセンターのカラー印刷機は今年1月下旬に故障し、現在は代替機でのご利用となっています。この代替機には「フィニッシャー」がないため、以下の処理は行えません。あらかじめご了承ください

- ▼ステープル綴じ加工 ▼中綴じ小冊子加工
- ▼パンチ(2穴・4穴)空け加工 ▼二つ折り加工

なお、ステープラー(10号針・3号針・中綴じ3号針)を無料でご利用いただけますので、印刷後に手作業でのステープル綴じは可能です。また、別途紙折り機の利用もできます。

複数ページの原稿を小冊子型にプリントすることはできませんので、手作業にはなりますが、別途紙折り機と中綴じステープラーを活用することで小冊子の制作は可能となっています。

フィニッシャーについては近日中の導入を予定しています。しばらくの間ご迷惑をおかけします。詳細が決まりましたら「わかやま NPO 広場」などでご案内します。

■ご利用ください「印刷代行サービス」

和歌山県 NPO サポートセンターでは、長尺プリンタとカラー印刷機での印刷代行を実施しています。印刷代行のご利用には NPO サポートセンターの利用団体登録(無料)が必要ですので、まだの方は利用登録をお願いします。

【1】原稿ファイルと申込書を NPO サポートセンターにお送りください。印刷後、事務所にお送りします。

◆垂れ幕や横断幕の印刷をご希望の場合は、専用の Word または PowerPoint ファイルをご利用いただくか(よくあるサイ

ズに設定したファイルは「わかやま NPO 広場」からダウンロードできます)、幅 610mm に合わせた原寸大の PDF データをご用意ください。

◆印刷機をご利用の場合は PDF ファイルで原稿をご用意ください。

◆Windows11 と Microsoft Office に付属していないフォント(書体)は NPO サポートセンターのパソコンでは再現できませんので、ご注意ください。

【2】料金を銀行振り込みでお支払いください。料金は①印刷費実費(1mにつき100～200円が目安)と②送料(印刷物の重さにより異なりますが、概ね1,200円程度)に③手数料700円(税込)を加えた額です。

申し込み方法などの詳細は「わかやま NPO 広場」に記載していますので、あらかじめご確認ください。また、時間には十分余裕をもってご利用ください。

お問い合わせは和歌山県 NPO サポートセンターまでお願いします (info@wakayama-npo.jp)。

■印刷用紙の予約について

和歌山県 NPO サポートセンターの印刷機をご利用で、

- ①一度に1,000枚以上の印刷
- ②封筒や A4 判以外の色上質紙を使つての印刷
- ③ A4・A3 判高白色紙を使つての印刷

①～③の場合は、在庫確保のため利用日の5日前までを目途に事前にお知らせください。予約がない場合は用紙をご用意できないことがあります。

NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター
(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9F)

TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425

メール：info@wakayama-npo.jp URL：https://www.wakayama-npo.jp/

受付時間：火曜日～土曜日 9:00～20:50 日曜日 9:00～17:30

休館日：月曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)

【指定管理者：認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

スマホ版が、より見やすくなりました!

和歌山県環境生活部 生活局 県民生活課
(和歌山県庁本館 2F)

TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771

メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

[本紙は古紙再生率70%以上の再生紙を使用しています]

和 になろう 県内で市民活動を行う団体や人を紹介します NO.84 ほんまちえんがわはうす

和歌山市北桶屋町の本町公園北側にある地域交流拠点「ほんまちえんがわはうす」は2022年春に開設されました。運営するのは地域住民有志でつくる「グループえんがわ」。家や職場、学校とは別のほっと一息つくことのできる場所、誰でも立ち寄ることのできる“第三の居場所”として、地域ににぎわいをもたらしています。代表の小林修治さんにお話をうかがいました。

空き家を居場所に

「ほんまちえんがわはうす」の家屋は、小林さんが生まれ育った実家を改修したものです。地元のまちづくり団体「Team MAK-e Spot」や和歌山信愛大学の学生らの協力を得て、手探りで改修を進めながら、和歌山市の空き家活用支援制度にも採択され、本格的なリフォームを経て現在の形になりました。



その名の通り、道路に面した縁側を活かした改修は「懐かしさ」と「使いやすさ」を両立しており、広く開放された窓口として訪れやすい雰囲気です。建物内には広い共用スペースと和室があり、落語会や食事会、こどもの遊び場など多目的に使われています。

多世代交流の拠点に

落語やマジック、ハーモニカ演奏を楽しむ「ほんまち寄席」、一日駄菓子屋企画、ボードゲームやモルック大会、和歌山自主夜間中学校など、活動やイベント内容は多岐にわたります。毎月第3土曜日の定例開催イベント「もうひとつの家」は、誰でも訪れることのできる「こども・おとな食堂」のような居場所イベントとして、好評を博しています。

春のさくらまつりや夏休みワークショップ、クリスマス会など、季節ごとの行事も意識しながら、世代を超えた交流の機会が継続的につくり出されており、地元住民に加え、子育て世代、学生、こどもたちが同じ空間で体験を共有します。「初めて来る人、



何度か来た人、ずっと来てくれている人、出会った人で縁が生まれる。そしてまた誰かを連れてきてくれたりする。それが一番うれしい」と小林さんは楽しそうにやりがいを語ってくれました。

今年のテーマは「毎日開けるにはどうすれば良いか」

去年度は大小合わせて114のイベントを開催し、のべ1,200人の来訪があったなかで、今年度は常時開放に向けての仕組みづくり、人手や運営体制の確保を目標に掲げています。



人口減少や高齢化が進む中、地域のつながりをどう保つかは各地共通の課題です。「ほんまちえんがわはうす」は、地域に新たな関係性を生み出すことを模索し、今後さまざまなイベントを開催予定です。縁側から始まる小さな交流が、今日も静かに穏やかに続いていきます。

ほんまちえんがわはうす

640-8020 和歌山市北桶屋町5
Instagramで情報発信中



INDEX

表紙：ほんまちえんがわはうす

p.1：特集 それ、総会で見直してみませんか

p.2：新規設立 NPO 法人、助成金&公募情報、お知らせ

p.3：和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

特集 それ、総会で見直してみませんか

5月から6月にかけてはNPO法人・ボランティア団体の総会が集中して開催されるシーズンです。前号では総会の開き方についてご紹介しましたが、今号では、総会で検討が必要な点をいくつかご紹介します。

役員の選任は確実に

役員の選任についてはこの情報誌でもたびたびご紹介していますが、特にNPO法人の役員は法務局での登記にも関係しますので、任期が到達しないか必ず確認いただき、任期が到達する場合は必ず役員を選任ください。任期が到達しない場合でも、何らかの事情で役員の変更が必要な場合は定款や規約に基づき選任してください。

また、**NPO法人で役員が変更（再任を含む）となった場合は県庁への役員変更届の提出を、法務局に登記されている役員の変更（再任を含む）があった場合は役員変更登記をお忘れなく。**

最近、県庁への役員変更届提出や法務局での役員変更登記が適切におこなわれていないとみられるNPO法人が多く確認されています。特に法務局での登記を怠っていると組合等登記令違反として過料処分となることがあるほか、登記上の役員がいなくなってしまうことで今後の様々な登記実務が滞り、法人運営に大きな影響が出る恐れがあります（*1）。

定款・規約を変更する必要はないですか

事業を継続するうちに、これまでの事業を発展させたり、事業内容が少し変わったり、新たなニーズが見つかったり、といったような事情で、定款や規約に記載されている「団体の目的」や「おこなう事業」が当初と変わるケースがあるかもしれません。

また、団体運営をよりスムーズにするために、定款や規約に規定されている事項を修正したほうが良いこともあるかもしれません。例えば、役員の数を見直したり、外部有識者の助言をもらえる組織体を設置したり、オンラインによる総会開催について明文化したり、役員任期を役員を選任する総会の日までに設定したり…など、様々な変更点が想定されます。

そのような場合は、定款や規約に記載されている方法にしたがって、適切に条文の変更をしてください。NPO法人が定款を変更する場合は内容によって、**①所轄庁の認証が必要な変更、②所轄庁への届出だけでよい変更**の2種類があります。

なお、NPO法人の事業内容や活動分野を変更する場合は、変更の日が属する事業年度と次年度の2か年分の事業計画書と活動予算書も必要になりますので、これらも忘れずに準備し、総会で決議してください。

(*1) 登記されていた理事が任期満了により資格を喪失している（＝登記申請ができる人がいない）と判断され、様々な変更登記や解散登記などができなくなる事例が全国で確認されています。特に解散登記ができなくなると、多くの人の手を煩わせることになるので注意が必要です。

こんなケースもあります

県内外のNPO法人やボランティア団体にはこのような制度を設けているケースがあります。

【1】共同代表制度

一般に団体の代表者は1名ですが、なかには**代表者を2名おき、共同代表としている団体があります**。複数人で役割と責任を持ち合うことで、負担を軽くする狙いもあるようです。

【2】評議員や顧問などの設置

団体の役員のほかに、団体の活動分野に詳しい方に評議員や顧問などになってもらい、**団体運営のアドバイスをもらうことを定款や規約に明記しているケース**があります。評議員や顧問はあくまでアドバイザーの役割で、団体の意思決定に直接関与するものではありませんが、有識者の関与を明記することで、団体に対する信頼性を補強したり、外部の意見を取り入れた運営をおこなっていることをPRできる効果もあると考えられます。

なお、「評議員（顧問）を置く」とすると必ず置かなければなりません。「評議員（顧問）を置くことができます」とすれば必要に応じて置くことができます。

【3】みなし総会制度

みなし総会制度は、新型コロナウイルス感染症拡大時に注目されました。**会議の構成員（総会であれば正会員）全員が、その会議に提案された議案すべてに書面もしくは電磁的方法で賛成の意思を示した場合は、その会議がおこなわれたとみなす制度**です。

NPO法（特定非営利活動促進法）の第14条の9に「社員総会の決議の省略」としてこの規定があるため、定款にみなし総会についての規定がなくても、この条文に基づき手続きを進めたことが明らかであればみなし総会をおこなうことは可能とされています。ただ、この制度の運用の可能性をより明確にするために、定款に盛り込んでもいいかと思います。ただし、構成員全員が議案すべてに賛成の意思を示す必要があるため、正会員が多い団体では事実上困難とされます。また、みなし総会をおこなったことを議事録として残す必要があります。

なお、定款に規定があれば、理事会についても「みなし理事会」として開催することができます。

総会は団体の最高意思決定機関で、年に1回は行うことが求められます。だからこそ、団体の今後の方向性、運営の方法などをみなさんできちんと確かめる機会にしたいですね。

新規設立NPO法人

◎NPO法人おたすけたい貴志川（紀の川市）
2026年4月17日認証 代表者 梅本 秀夫

助成金 & 公募情報

自然体験企画コンテスト2026

【対象団体】 定款・規約等があり組織として活動している団体
小中学校や、小中学校の委託または協力を得て当該活動を主催する団体なども可能
【対象事業】 小中学生が団体で取り組む自然の中での体験活動
特に、ユニークさと独創性にあふれ、高い教育効果が得られる活動。ICTの活用も歓迎。
【支援金額】 20万円（50団体）
実施報告書の審査結果をもとに表彰も実施
【締め切り】 5月31日（日）必着
【主催】 公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団
詳しくはウェブサイトをご覧ください。応募はオンラインからとなります。<https://www.shizen-taiken.com/>

子どもゆめ基金（2次募集）

【対象団体】 NPO法人・任意団体、公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人
【対象事業】 子どもを対象とする体験活動や読書活動（自然体験活動、科学体験活動、交流を目的とする活動、社会奉仕体験活動、職場体験活動、総合的な体験活動、読書活動）、子どもを対象とする体験活動や読書活動を支援する活動（フォーラム等普及活動など、指導者養成）
【助成金額】 半数以上の都道府県規模の事業：300万円上限
半数未満の都道府県規模の事業：100万円上限
市区町村規模の事業：50万円上限
【締め切り】 6月23日（火）17時必着
【主催】 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
詳しくはウェブサイトをご覧ください。募集要項・応募用紙のダウンロードができます。<https://yumekikin.niye.go.jp/>
電子申請のみとなります。ID等の事前取得が必要になるので早めに手続きをしてください。

緑の環境プラン大賞

【対象団体】 全国の民間・公共の各種団体
【助成金額】 ①シンボル・ガーデン部門…地域のシンボルとなる緑の空間を創出するプランを募集。上限1,000万円を2団体程度に助成。②ポケット・ガーデン部門…身近で日常的な緑の空間を創出するプランを募集。上限150万円を10団体程度に助成
【締め切り】 6月30日（月）消印有効
【主催】 公益財団法人都市緑化機構
【備考】 このほかにも「GREEN×EXPO2027」会場（横浜市）での展示、「緑の都市賞」「緑化技術コンクール」も実施。詳細はウェブサイトをご覧ください。
<https://urbangreen.or.jp/grant/3hyosho>

このコーナーでは、前号発行以降にNPO法人の新規設立認証を受けたNPO法人をご紹介します。

紀の川市貴志川町を拠点に、地域住民を対象とした支えあい活動を展開します。

お知らせ

防災アンケートへのご協力をお願い

男女共同参画（ジェンダー平等）の視点から、和歌山をもっと元気にしたいと考え、活動している「わかやまいこロール会議」では、和歌山県内在住のみなさんの防災・減災にかかわる取り組みに関するアンケート調査を実施しています。右の二次元コードで受け付けていますので、ご協力をお願いします。



メールマガジン配信登録受付中！

和歌山県NPOサポートセンターでは毎月1日・15日（休館日に重なる場合は翌開館日）にメールマガジンで、直近半月にいただいたイベントや助成金情報などのヘッドラインをお届けしています。配信登録は右の二次元コードで受け付けています。ぜひご登録ください。



ボランティア募集情報も掲載可能！ 団体データベースへの登録を受け付けています

和歌山県NPOサポートセンターでは和歌山県内のNPO・ボランティア団体のデータベースを運営しています。このデータベースでは、地域や活動分野、ボランティアや寄付の募集の有無などで絞込検索が可能です。和歌山県NPOサポートセンターでは、「こんなボランティア活動はないですか？」というお問い合わせをよくいただきます。もしボランティアの募集をされている場合は、ぜひご登録ください。活動現場での支援だけでなく、**在宅でもできる活動、短時間でもありがたいという活動など、様々な形態の活動もあればぜひご紹介ください**。新規登録や登録内容の変更はオンラインで受け付けています。右上の「データベース登録」の二次元コードからアクセスしてください。パソコンからの入力をご希望の方は和歌山県NPOサポートセンターまでメールでお知らせください。



データベース閲覧



データベース登録

サポセンに寄せられるイベント・助成金等の情報はこちらから。イベント情報は随時受付しています。			
	イベント情報	助成金情報	
サポセン SNS 随時更新中！			
	Facebook	X (旧 Twitter)	Instagram